

公立大学法人宮城大学教員の任期に関する規程

平成24年3月28日

規程第126号

(趣旨)

第1条 この規程は、民法（明治29年法律第89号）第626条、労働基準法（昭和22年法律第49号）第14条及び大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。）第5条に準拠して、公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）の教員の任期について定め、宮城大学の教員組織の質の向上並びに教育研究の活性化及び充実に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 教員 法人の任用する専任の教授、准教授、講師、助教及び助手
- 二 任期 法人と教員との労働契約において定められる期間であって、引き続き労働契約が締結される場合を除き、満了により退職することとなる期間
- 三 初任契約 法人と教員との初めての労働契約
- 四 再任 初任又は再任の契約の満了時に新たに労働契約が締結され引き続き行われる任用
- 五 再任契約 法人と教員との再任の労働契約
- 六 人事委員会 公立大学法人宮城大学教員人事規程（平成21年規程第24号）第9条第1項に規定するものをいう。
- 七 審査 各契約の前提として法人が行う教員の教育研究等の実績等の評価

(適用対象教員)

第3条 この規程は、法人の設置する宮城大学の各学部及び各センターに配置する教員に適用する。

(適用対象外教員)

第4条 次の教員は、この規程の適用外とし、これらの教員を任用する場合には、理事会がその都度、任期等を定めるものとする。

- 一 寄附講座、外部研究資金、外部との人事交流等、法人が外部機関との協定又は約定に基づいて、任用する教員
- 二 法人が欠員の利用等によって一時的に任用する教員
- 三 法人が自己収入等によって任用する教員
- 四 その他特に必要と認める教員

(教員の初任の任期)

第5条 初任の任期は、4年とする。

- 2 前項に掲げる教員は、初任契約時から満4年を経る前に、法人が実施する再任審査を受けなければならない。
- 3 再任審査においては、再任の可否の審査を行う。
- 4 法人は、再任審査に合格した教員と再任契約を締結する。

(教員の再任の任期)

第6条 再任の任期は、5年とする。

- 2 前項に掲げる教員は、再任契約時から満5年を経る前に、法人が実施する審査を受けなければ

ならない。

- 3 再任審査においては、再任の可否の審査を行う。
- 4 法人は、再任審査に合格した教員と再任契約を締結する。

(審査の開始・終了時期)

- 第7条 法人は、教員の再任審査をその教員の任期が満了する日の概ね8月前に開始しなければならない。
- 2 法人は、任期満了時の6月前までに、教員の再任審査の結果を本人に通知しなければならない。

(審査基準)

- 第8条 再任審査は、対象教員の任期期間中における次の項目について、その実績の審査を総合的に行う。
- 一 教育
 - 二 研究
 - 三 社会貢献
 - 四 学内運営
- 2 審査に当たっては、対象教員の任期期間中の教員評価を参考にする。
 - 3 再任審査の基準については、別に定める。

(審査方法)

- 第9条 再任審査は、対象教員ごとに設置する人事委員会の書類審査及び面接によって行う。
- 2 対象教員が提出する書類は、次のとおりとする。
 - 一 個人調書
 - 二 教育研究業績書

(委任)

- 第10条 この規程に定めるもののほか、法人の任用する教員の任期等の運用及び実施に必要な事項は、別に定める。

附 則 (H24.3.28 第53回理事会)

(施行)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(適用除外)

- 2 公立大学法人宮城大学教員のテニユア・トラック制への移行に関する規程（平成22年3月31日規程第102号。以下「移行規程」という。）第3条第2項に規定する移行教員（以下「移行教員」という。）とならなかった者については、この規程を適用しない。
- 3 移行規程第7条の規定によりテニユア取得教員とみなされている者及び移行規程第8条及び第9条の規定によりテニユア審査に合格した者は、その職位の変更にかかわらず定年退職まで任期の定めのない労働契約とする。

(経過措置)

- 4 移行教員の任期は、移行規程第6条に規定する在任期間を承継するものとする。
- 5 移行教員が第6条の規定による再任審査に合格したときの労働契約は、その職位の変更にかかわらず定年退職まで任期の定めのないものとする。